平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の復興事業について(案)

- 1. 事業規模の見込み
- 2. 財源フレームの見直し
- 3. 復興事業の整理と自治体負担

平成27年6月

復 與 庁
Reconstruction Agency

平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の事業規模(見込)について

復興・創生期間における追加的な復興事業費は6.5兆円程度と見込んでおり、復興期間(平成23~32年度)における復興事業費は32兆円程度。

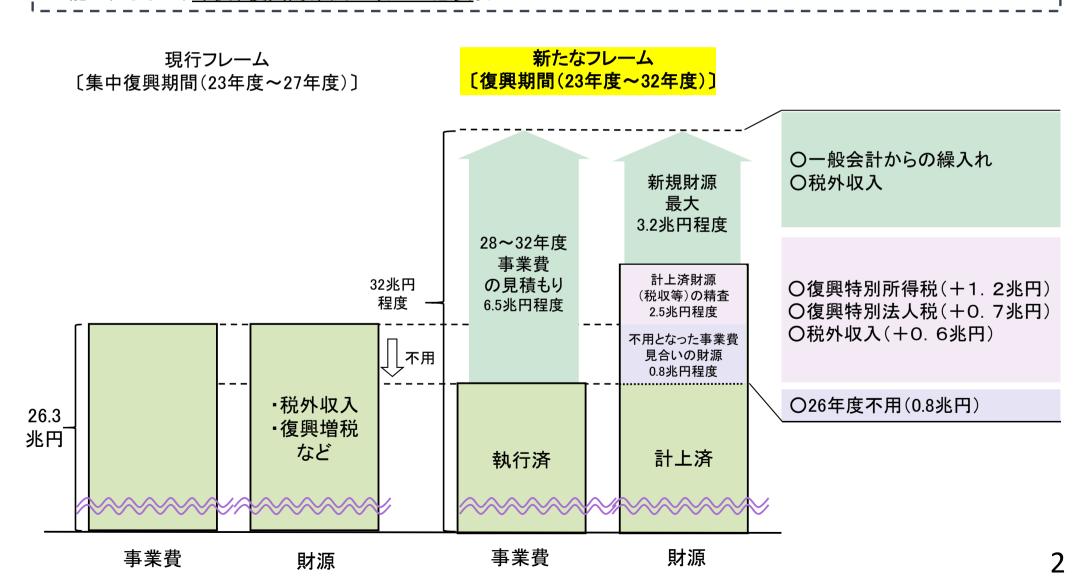
(単位:兆円)

区分	集中復興期間 (H23~27年度)	復興·創生期間 (H28~32年度)
① 被災者支援(健康・生活支援)	2.1	0.4
② 住宅再建・復興まちづくり	10.0	3.4
③ 原子力災害からの復興・再生	1.6	0.5
④ 産業・生業(なりわい)の再生	4.1	0.4
⑤ その他(震災特交など)	7.8	1.7
合計	25.5	6.5

⇒ 復興期間計 32兆円程度

復興財源フレームの見直しについて

- 〇 <u>復興期間に見込まれる32兆円程度の財源の確保については</u>、これまでに計上した復興財源(26.3兆円)について、実績等を踏まえると28.8兆円程度となると見込まれており、一般会計からの繰入れや税外収入により、<u>新たに最大3.2兆円程度を確保する必要</u>。
- 復興事業費と財源が見合う姿を示すこと等により、財政健全化の取組みとの整合性にも留意。
- 復興推進会議を経て、<u>復興財源フレームを閣議決定(6月末予定)</u>。(復興・創生期間における復興債の発行を可能とするなど、**今後、復興財確法の改正が必要**。)



平成28年度以降の復興事業の整理

復興特会で実施してきた事業を以下の通り整理。

- 復興の基幹的事業や原子力事故災害に由来する事業の地方負担はゼロ。
- ② 地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題へ対応する事業は、一般会計へ移行。
- ③ 復興事業のうち、全国共通の課題への対応との性質を併せ持つ事業は、自治体負担を導入。

特別会計に残す事業		一般会計へ移す事業
全額国費	自治体負担あり (地方負担の5%(各事業費の1~3%))	自治体負担あり(通常事業と同一)
【基幹的な事業】 ○被災者支援 ⇒災害救助、心のケア、コミュニティ再建 ○災害復旧 ⇒災害廃棄物処理、インフラ復旧 生産設備復旧 ○復興交付金【基幹事業】 ⇒高台移転など 【原発事故由来の事業】 ○放射性物質汚染廃棄物処理 ○除染、放射線測定 ○福島再生加速化交付金 ○12市町村内事業 ⇒市町村事業+県事業 【その他】 ○直轄事業 ⇒三陸沿岸道路、相馬福島道路 ○農山漁村地域整備交付金 ⇒市町村防潮堤 ○任期付職員・応援職員経費	○直轄事業(全額国費対応分を除く) ⇒道路、港湾など ○復興交付金【効果促進事業】 ○社総交[復興枠](道路事業) など ※岩手県・宮城県 ・東北自動車道以東の事業 ※福島県 ・東北自動車道以東の事業 ・その他の地域で実施する沿岸部 及び避難解除等区域の12市町村 関連事業(防災・減災事業を除く) ※青森県、茨城県、千葉県 ・太平洋沿岸の地方公共団体(太平洋沿岸から15km以内の事業を含む)で実施する事業 ・その他の地域で実施する沿岸部 関連事業(防災・減災事業を除く)	〇社総交〔一般枠〕(道路事業) 左記以外の事業

平成27年度終了事業等の取り扱い

事業名	対応方針
震災等対応雇用支援事業	引き続き不可欠なものについては、28年度以降も雇用支援とは別の形で支援を検討する。
県外自主避難者等への 情報支援事業	これまでの事業成果・課題を踏まえ、今後、県外自主避難者に対する情報提供等の国の支援の在り方について検討する。
福島再生可能エネルギー 次世代技術研究開発事業	再生可能エネルギーに関する支援については、その他の支援制度の活用を 含め、必要な支援は行っていく。
旧警戒区域内における 鳥獣捕獲等緊急対策事業	原子力災害由来として引き続き実施する方向で検討する。
津波·原子力災害被災地域 雇用創出企業立地補助金	現状、事業の申請期間が平成27年度まで、実施期間が平成29年度までとなっており、被災地の実情等(12市町村への対応)を踏まえながら、期間の延長等を検討する。
特定被災地域公共交通調査事業 (コミュニティバス運行支援)	被災者支援として引き続き実施する方向で検討する。

その他

事業名	対応方針
復興交付金(効果促進事業)	一括配分について、一事業当たり事業費の上限を撤廃し、配分額の上限を引き上げる。また、実施可能な事業メニューのパッケージ化と担当者の設置により活用を促進する。